

労働災害の動向

— 令和6年版 —



福井労働局
福井労働基準監督署
武生労働基準監督署
敦賀労働基準監督署
大野労働基準監督署

目 次

1	労働災害防止推進計画（第 14 次防）	1～4
----------	----------------------------	-----

2	令和 6 年 福井県内の労働災害発生状況	5～19
----------	-----------------------------	------

(1) 概況	5
(2) 令和 6 年労働災害発生状況（確定値）	6
(3) 令和 6 年労働災害発生状況（確定値）（コロナ感染含まず）	7
(4) 令和 6 年死亡災害発生状況（確定値）	8
(5) 死傷者数・死亡者数の推移	9
(6) 主な事故の型別の死傷者数の推移	10
(7) 令和 6 年 事故の型別労働災害発生割合	11
(8) 令和 6 年 起因物別労働災害発生割合	12
(9) 令和 6 年 製造業における労働災害発生状況	13
(10) 令和 6 年 建設業における労働災害発生状況	14
(11) 第三次産業における労働災害発生状況	15～16
(12) 令和 6 年 道路貨物運送業における労働災害発生状況	17
(13) 冬季特有の労働災害発生状況（全業種）	17
(14) 交通労働災害の発生状況（全業種）	17
(15) 転倒災害発生状況（全業種）	18
(16) はさまれ・巻き込まれ災害発生状況（全業種）	18
(17) 外国人労働者の労働災害発生状況（全業種）	18
(18) 経験 3 年以内の労働災害発生状況（全業種）	18
(19) 高年齢労働者の労働災害発生状況（全業種）	19

※（5）～（19）までのグラフ等は、特段の注釈が無い限り、新型コロナウイルス感染症によるもの（コロナ感染）を含めずに作成しています。

<資料>労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう	20
---	----

3	健康確保対策の課題	21～23
----------	------------------	-------

(1) 令和 6 年 業務上疾病発生状況（確定値）	21
(2) 過去 10 年間の一般健康診断の有所見率の推移（福井県）	22
(3) 業務上疾病発生状況の推移（福井県）	22
(4) 過去 10 年間の脳・心臓疾患及び精神障害等の労災補償状況（福井県）	23
(5) 過去 10 年間の職場における腰痛の発生件数の推移（福井県）	23
(6) 過去 10 年間の職場における熱中症の発生件数（福井県）	23

<資料>職場における熱中症対策の強化について	24～25
------------------------------	-------

「福井労働局 14次防」(注)のポイント

計画期間：令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日

(注)「第14次 福井労働局 労働災害防止推進計画」の略称です。

～ 事業者・労働者等の関係者・労働局・労働基準監督署 が取り組む計画 ～

○計画のねらい

厳しい経営環境等様々な事情について、それらをやむを得ないとせず、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からプラスであることから、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図ることに
より、「**労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現**」を目指します。

○計画の目標

○アウトプット指標 (→P3～参照)

労働者の協力の下、事業者において実施される重点事項に係る取組の成果をアウトプット指標として定める。

○アウトカム指標 (→P3～参照)

事業者が、アウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定める。

○これら指標の達成を目指すことにより期待する結果

- ① 死亡災害の根絶に向け、14次防期間中の死亡者数の合計を35人以下(※1)とする。
- ② 死傷災害について、近年の増加傾向に歯止めをかけ、2022年(925人)と比較して、2027年の死傷者数を減少させる(※2)。

※1 2022年の死亡者10人を基点とし、毎年1人ずつ減少を図ることを想定した合計人数
(14次防期間中：9+8+7+6+5=35人)

※2 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた件数での比較。

福井労働局14次防の
詳細はこちら



〇重点事項ごとの具体的取組のポイント

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備を図る（安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等について周知）。
- ・労働安全衛生におけるDXの推進を図る（ウェアラブル端末等の新技術の有効性が厚生労働省より示された際には、その周知・啓発）。等

☆印は重点事項のうち、アウトプット・アウトカム指標を定めたもの。

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（☆）

- ・中高年齢の女性労働者に多い転倒災害の発生状況の周知や第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等が厚生労働省より示された際には、周知・啓発を行う。
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）等の腰痛の予防対策の普及を図る。
- ・労働災害の防止に積極的に取組む県内事業場のほか、福井県、関係団体等を構成員として設置した「福井県小売業SAFE協議会」及び「福井県介護施設SAFE協議会」の運営を通じて、小売業及び介護施設における安全衛生に対する機運の醸成を図る。等

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進（☆）

- ・「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく対策の促進を図る。等

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進（☆）

- ・外国人向けの安全衛生教育マニュアルや危険箇所の標識・掲示を推奨し、作業の危険性の理解向上と不安全行動の防止を図る。等

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

- ・請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の方に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることが事業者者に義務付けることとする内容に改正され令和5年4月1日から施行となることから、当該改正省令に基づき、関係請負人等に対しても、労働者と同等の保護措置を講じる。等

業種別の労働災害防止対策の推進（☆）

- ・建設業については、墜落・転落災害の防止の取り組みにあわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- ・製造業については、はさまれ・巻き込まれなどによる危険性の高い機械等については、製造者、使用者それぞれにおいてリスクアセスメントを実施し、安全な使用の徹底を図る。
- ・陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む）に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図る。
- ・「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」等について、労働者への周知や理解の促進を図る。等

労働者の健康確保対策の推進（☆）

- ・メンタルヘルス対策・過重労働対策・産業保健活動の推進を図る。等

化学物質等による健康障害防止対策の推進（☆）

- ・新たな化学物質規制の導入に伴う「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の関係省令、告示等について関係者への周知徹底を図る。
- ・石綿、粉じんによる健康障害防止対策の推進を図る。
- ・熱中症、騒音による健康障害防止対策の推進を図る。
- ・電離放射線による健康障害防止対策の推進を図る。等

原子力発電所等に対する労働災害防止対策の推進

- ・放射線防止対策の徹底を図るため、令和3年4月1日に施行された改正電離放射線障害防止規則に基づき、適正な被ばく線量の管理等の徹底を図る。
- ・原子力施設における新規制基準対応工事等における労働災害の防止を図るため、原子力施設全体の安全衛生管理体制を確立し、すべての関係請負人を含めた安全衛生対策の徹底を図る。等

アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標		アウトカム指標
(ア) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進		
・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率（50歳～59歳；男性0.586% 女性1.103% 等（詳細版参照））を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。	・転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
・卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。	・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年（0.233%）と比較して2027年までに減少させる。	
(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進		
・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率（1.836%）を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。	
(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進		
・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・外国人労働者の死傷年千人率（0.005%）を2027年までに労働者全体の平均以下とする。	

アウトプット指標		アウトカム指標	
(工) 業種別の労働災害防止対策の推進			
・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。 ・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。	・建設業における死亡者数を2022年（3人）と比較して2027年までに15%（1人）以上減少させる。 ・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年（48人）と比較して2027年までに5%（3人）以上減少させる。	・建設業における死亡者数を2022年（3人）と比較して2027年までに15%（1人）以上減少させる。 ・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年（48人）と比較して2027年までに5%（3人）以上減少させる。	・建設業における死亡者数を2022年（3人）と比較して2027年までに15%（1人）以上減少させる。 ・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年（48人）と比較して2027年までに5%（3人）以上減少させる。
・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。	・陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年（105人）と比較して2027年までに5%（6人）以上減少させる。	・陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年（105人）と比較して2027年までに5%（6人）以上減少させる。	・陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年（105人）と比較して2027年までに5%（6人）以上減少させる。
・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年（0人）と比較して2027年までに15%以上減少させる（0人とする）。	・林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年（0人）と比較して2027年までに15%以上減少させる（0人とする）。	・林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年（0人）と比較して2027年までに15%以上減少させる（0人とする）。
(オ) 労働者の健康確保対策の推進			
・年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。 ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。 ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする ・使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。	・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。 ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。	・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。 ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。	・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。 ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。
・各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする	(指標は立てず) 労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待		
(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進			
・（労働安全衛生）法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。 ・法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とする ・リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間（14人）と比較して、5%（1人）以上減少させる。	・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間（14人）と比較して、5%（1人）以上減少させる。	・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間（14人）と比較して、5%（1人）以上減少させる。
・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	・増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率※を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる（14次防期間中の死亡者数を0人とする）。		
※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したものの			

※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したものを示す。

(R5年5月 改訂)

2

令和6年 福井県内の労働災害発生状況

(1) 概況

① 福井県における令和6年の労働災害は…

休業4日以上之死傷者数は859人（前年比219人減）、新型コロナウイルス感染症によるもの（以下「コロナ感染」という。）を除くと787人（前年比133人減）となっています。

死亡者数は5人（前年比5人減）となっています。

② 死傷者787人（コロナ感染除く）を業種別にみると…

第三次産業	367人	（令和5年比	88人減、	19.3%減）
商業	122人	（同	39人減、	24.2%減）
保健衛生業	121人	（同	21人減、	14.8%減）
接客娯楽業	34人	（同	11人減、	24.4%減）
製造業	173人	（同	56人減、	24.5%減）
建設業	119人	（同	12人増、	11.2%増）
運輸交通業	94人	（同	10人減、	9.6%減）
道路貨物運送業	90人	（同	3人減、	3.2%減）

などとなり、建設業で増加、第三次産業、製造業、運輸交通業で減少が認められました。



③ 死傷者787人を事故の型別にみると…

「転倒」が249人（令和5年比18.1%減）、「墜落・転落」が133人（同9.9%増）、「はさまれ・巻き込まれ」が87人（同12.1%減）、「動作の反動・無理な動作」が75人（同21.9%減）となっています。

④ 死傷者787人を業種別・事故の型別にみると…

製造業では、「転倒」が49人、「はさまれ・巻き込まれ」が42人
 （「はさまれ・巻き込まれ」では、特に、一般動力機械等へのはさまれ・巻き込まれが多い）
 （製造業全体に占める割合：転倒28.3% はさまれ・巻き込まれ24.3%）
 建設業では、「墜落・転落」が47人（特に、はしごや屋根等からの墜落・転落が多い）
 （建設業全体に占める割合：39.5%）
 道路貨物運送業では、「墜落・転落」が30人（特に、トラックの荷台などからの墜落・転落が多い）
 （道路貨物運送業全体に占める割合：33.3%）
 第三次産業では、「転倒」が163人、「動作の反動・無理な動作」が51人
 （保健衛生業全体に占める割合：転倒44.4% 動作の反動・無理な動作13.9%）

⑤ 死亡者5人を業種別にみると…

建設業2人、製造業1人、道路貨物運送業1人、産業廃棄物処理業1人となっています。



(2) 令和6年労働災害発生状況（確定値）

福井労働局

業 種	署 年	福井署				敦賀署				武生署				大野署				合 計				前年同月比			
		令和6年		令和5年		令和6年		令和5年		令和6年		令和5年		令和6年		令和5年		令和6年		令和5年					
		死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	増減率	
合 計		1	464	4	635	1	147	4	149	3	175	2	224		73		70	5	859	10	1078	-5	-219	-20.3%	
製 造 業	食料品製造		18		15	1	5		4		4		7		1		3	1	28		29	1	-1	-3.4%	
	繊維工業		13		22						2		5		3		6		18		33		-15	-45.5%	
	衣服その他の繊維		4				1				1							6				6			
	木材・木製品		4		1		1	2	6		3		2				1		8	2	10	-2	-2	-20.0%	
	家具・装備品				2		2		1		1		1		1		1		4		5		-1	-20.0%	
	パルプ等		1		4		1				2		6				3		4		13		-9	-69.2%	
	印刷・製本		2		2						1							3		2		1		50.0%	
	化学工業		11		12		3		4		6		6						20		22		-2	-9.1%	
	窯業土石		6		5				1		1		3		1				8		9		-1	-11.1%	
	鉄鋼業		2		4				1		1		1		1		2		4		8		-4	-50.0%	
	非鉄金属				1	12					1		1						1	1	13	-1	-12	-92.3%	
	金属製品		15		16						3		4		1		3		19		23		-4	-17.4%	
	一般機械器具		8		10						9		6						17		16		1		6.3%
	電気機械器具		4		1		3		1		11		5						18		7		11		157.1%
	輸送機械製造		2		2		1		1				3				1		3		7		-4		-57.1%
	電気・ガス												1								1		-1		-100.0%
	その他の製造		8		14		3		8		1		7				2		12		31		-19		-61.3%
小 計		98	1	122	1	20	2	27		47		58		8		22	1	173	3	229	-2	-56		-24.5%	
鉱 業		2		1		1												3		1		2		200.0%	
建 設 業	土木工事		13		21		9	1	7	1	7	1	8		8		3	1	37	2	39	-1	-2		-5.1%
	建築工事		36		26		11		2	1	11		11		3		7	1	61		46	1	15		32.6%
	うち木造家屋建築		11		4		3				1		2		2		1		17		7		10		142.9%
	その他の建設		8		9		7		5		3		7		3		3		21		24		-3		-12.5%
	小 計		57		56		27	1	14	2	21	1	26		14		13	2	119	2	109		10		9.2%
運 輸 交 通 業	鉄道等		1		1		1				1		1						3		2		1		50.0%
	道路旅客		1		7				2										1		9		-8		-88.9%
	道路貨物運送	1	52	2	57		18	1	19		17	1	14		3		3	1	90	4	93	-3	-3		-3.2%
	その他の運輸交通																								
	小 計	1	54	2	65		19	1	21		18	1	15		3		3	1	94	4	104	-3	-10		-9.6%
貨 物 取 扱 業	陸上貨物				1															1		-1		-100.0%	
	港湾運送業				1															1		-1		-100.0%	
	小 計				2															2		-2		-100.0%	
農 林 業	農 業		6		2		2		2		1		1		3		2		12		7		5		71.4%
	林 業		6		5		3		2		3		3		2		1		14		11		3		27.3%
	小 計		12		7		5		4		4		4		5		3		26		18		8		44.4%
畜産・水産業		1				3				1		4						5		4		1		25.0%	
第 三 次 産 業 ※	商業		76		96		17		20		24		40		5		6		122		162		-40		-24.7%
	うち小売業		53		69		12		18		23		30		4		4		92		121		-29		-24.0%
	金融広告業		1		7		2				2		1		1				6		8		-2		-25.0%
	映画・演劇業				2																2		-2		-100.0%
	通信業		7		8		2		1		1		3						10		12		-2		-16.7%
	教育研究		1		5		2		1		1		1		1				5		7		-2		-28.6%
	保健衛生業		91		177		32		42		38		57		32		18		193		294		-101		-34.4%
	うち社会福祉施設		51		100		24		36		30		30		8		9		113		175		-62		-35.4%
	接客娯楽業		22		32		4		4		7		7		1		2		34		45		-11		-24.4%
	うち飲食店		12		14		2		3		5		4						19		21		-2		-9.5%
	清掃・と畜		18	1	27		5		3	1	6		3		2		2	1	31	1	35		-4		-11.4%
	うちビルメンテナンス業		6		15		4		1		1				2		1		13		17		-4		-23.5%
	官公署																								
	その他の事業		24		28		8		12		5		5		1		1		38		46		-8		-17.4%
	小 計		240	1	382		72		83	1	84		117		43		29	1	439	1	611		-172		-28.2%

(注)「休業」は休業4日以上の死傷者数 「死亡」は死亡者数で「休業」の内数

※第三次産業には運輸交通業及び貨物取扱業は含んでいません。

(3) 令和6年労働災害発生状況（確定値）（コロナ感染含まず）

福井労働局

業 種		年	合 計 (コロナ感染含む)				前年同月比			合 計 (コロナ感染含まず)				前年同月比 (コロナ感染含まず)		
			令和6年		令和5年					令和6年		令和5年				
			死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	増減率	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	増減率
合 計		5	859	10	1078	-5	-219	-20.3%	5	787	10	920	-5	-133	-14.5%	
製 造 業	食料品製造	1	28		29	1	-1	-3.4%	1	28		29	1	-1	-3.4%	
	繊維工業		18		33		-15	-45.5%		18		33		-15	-45.5%	
	衣服その他の繊維		6				6			6				6		
	木材・木製品		8	2	10	-2	-2	-20.0%		8	2	10	-2	-2	-20.0%	
	家具・装備品		4		5		-1	-20.0%		4		5		-1	-20.0%	
	バルブ等		4		13		-9	-69.2%		4		13		-9	-69.2%	
	印刷・製本		3		2		1	50.0%		3		2		1	50.0%	
	化学工業		20		22		-2	-9.1%		20		22		-2	-9.1%	
	窯業土石		8		9		-1	-11.1%		8		9		-1	-11.1%	
	鉄鋼業		4		8		-4	-50.0%		4		8		-4	-50.0%	
	非鉄金属		1	1	13	-1	-12	-92.3%		1	1	13	-1	-12	-92.3%	
	金属製品		19		23		-4	-17.4%		19		23		-4	-17.4%	
	一般機械器具		17		16		1	6.3%		17		16		1	6.3%	
	電気機械器具		18		7		11	157.1%		18		7		11	157.1%	
	輸送機械製造		3		7		-4	-57.1%		3		7		-4	-57.1%	
	電気・ガス				1		-1	-100.0%				1		-1	-100.0%	
	その他の製造		12		31		-19	-61.3%		12		31		-19	-61.3%	
小 計		1	173	3	229	-2	-56	-24.5%	1	173	3	229	-2	-56	-24.5%	
鉱 業			3		1		2	200.0%		3		1		2	200.0%	
建 設 業	土木工事	1	37	2	39	-1	-2	-5.1%	1	37	2	39	-1	-2	-5.1%	
	建築工事	1	61		46	1	15	32.6%	1	61		45	1	16	35.6%	
	うち木造家屋建築		17		7		10	142.9%		17		7		10	142.9%	
	その他の建設		21		24		-3	-12.5%		21		23		-2	-8.7%	
	小 計	2	119	2	109		10	9.2%	2	119	2	107		12	11.2%	
運 輸 交 通 業	鉄道等		3		2		1	50.0%		3		2		1	50.0%	
	道路旅客		1		9		-8	-88.9%		1		9		-8	-88.9%	
	道路貨物運送	1	90	4	93	-3	-3	-3.2%	1	90	4	93	-3	-3	-3.2%	
	その他の運輸交通															
	小 計	1	94	4	104	-3	-10	-9.6%	1	94	4	104	-3	-10	-9.6%	
貨物取扱	陸上貨物				1		1	-100.0%				1		-1	-100.0%	
	港湾運送業				1		-1	-100.0%				1		-1	-100.0%	
	小 計				2		-2	-100.0%				2		-2	-100.0%	
農 林 業	農 業		12		7		5	71.4%		12		7		5	71.4%	
	林 業		14		11		3	27.3%		14		11		3	27.3%	
	小 計		26		18		8	44.4%		26		18		8	44.4%	
畜産・水産業			5		4		1	25.0%		5		4		1	25.0%	
第 三 次 産 業 ※	商業		122		162		-40	-24.7%		122		161		-39	-24.2%	
	うち小売業		92		121		-29	-24.0%		92		120		-28	-23.3%	
	金融広告業		6		8		-2	-25.0%		6		8		-2	-25.0%	
	映画・演劇業				2		-2	-100.0%				2		-2	-100.0%	
	通信業		10		12		-2	-16.7%		10		12		-2	-16.7%	
	教育研究		5		7		-2	-28.6%		5		7		-2	-28.6%	
	保健衛生業		193		294		-101	-34.4%		121		142		-21	-14.8%	
	うち社会福祉施設		113		175		-62	-35.4%		89		94		-5	-5.3%	
	接客娯楽業		34		45		-11	-24.4%		34		45		-11	-24.4%	
	うち飲食店		19		21		-2	-9.5%		19		21		-2	-9.5%	
	清掃・と畜	1	31	1	35		-4	-11.4%	1	31	1	35		-4	-11.4%	
	うちビルメンテナンス業		13		17		-4	-23.5%		13		17		-4	-23.5%	
	官公署															
	その他の事業		38		46		-8	-17.4%		38		43		-5	-11.6%	
小 計		1	439	1	611		-172	-28.2%	1	367	1	455		-88	-19.3%	

(注)「休業」は休業4日以上の死傷者数 「死亡」は死亡者数で「休業」の内数

※第三次産業には運輸交通業及び貨物取扱業は含んでいません。

(4) 令和6年死亡災害発生状況（確定値）

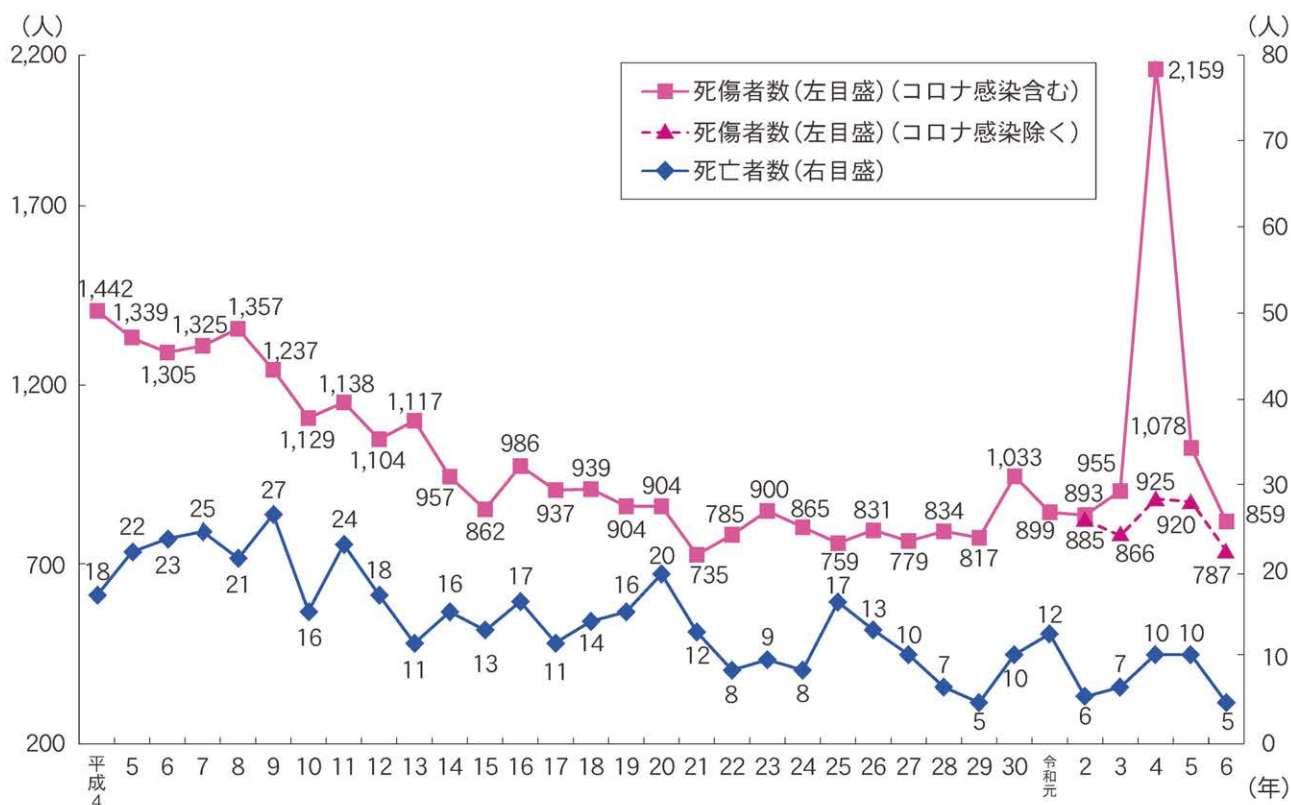
番号	発生月	業 種	事故の型	起因物	年代	職種	発生状況
1	3月	その他の 建築工事業	有害物等 との接触	その他の危険物 ・ 有害物等	50代	解体工	解体工事現場において、高圧洗浄機を用いて建物の天井付近のウレタンを撤去する作業中、一酸化炭素中毒になったもの。
2	7月	一般貨物 自動車運送業	交通事故 (道路)	トラック	60代	運転者	高速道路のパーキングエリアにおいて、入口付近に駐車していた大型トラックに、被災者が運転していたトラックが追突して死亡したもの。
3	7月	産業廃棄物 処理業	高温・低温の 物との接触	高温・ 低温環境	40代	管理者	被災者は、夕方にゴミ処理装置の修理作業を行った後、駐車場の自家用車内で休憩をとっていたが、翌朝に自家用車内で死亡している状態で発見されたもの。
4	9月	水力発電所等 建設工事業	はさまれ・ 巻き込まれ	その他の 建設機械等	40代	作業員	コンクリートバケットの放出口内側の補修作業を行っていたところ、放出口が閉じ、胸背部を挟まれて死亡したもの。
5	9月	水産食料品 製造業	転倒	金属材料	70代	作業員	屋外に設置されたグリストラップの清掃作業中、グリストラップ内に転落して頭を下にした状態になり、溜まっていた排水により溺水したもの。

(確定値 なお、令和5年の死亡者 10名)

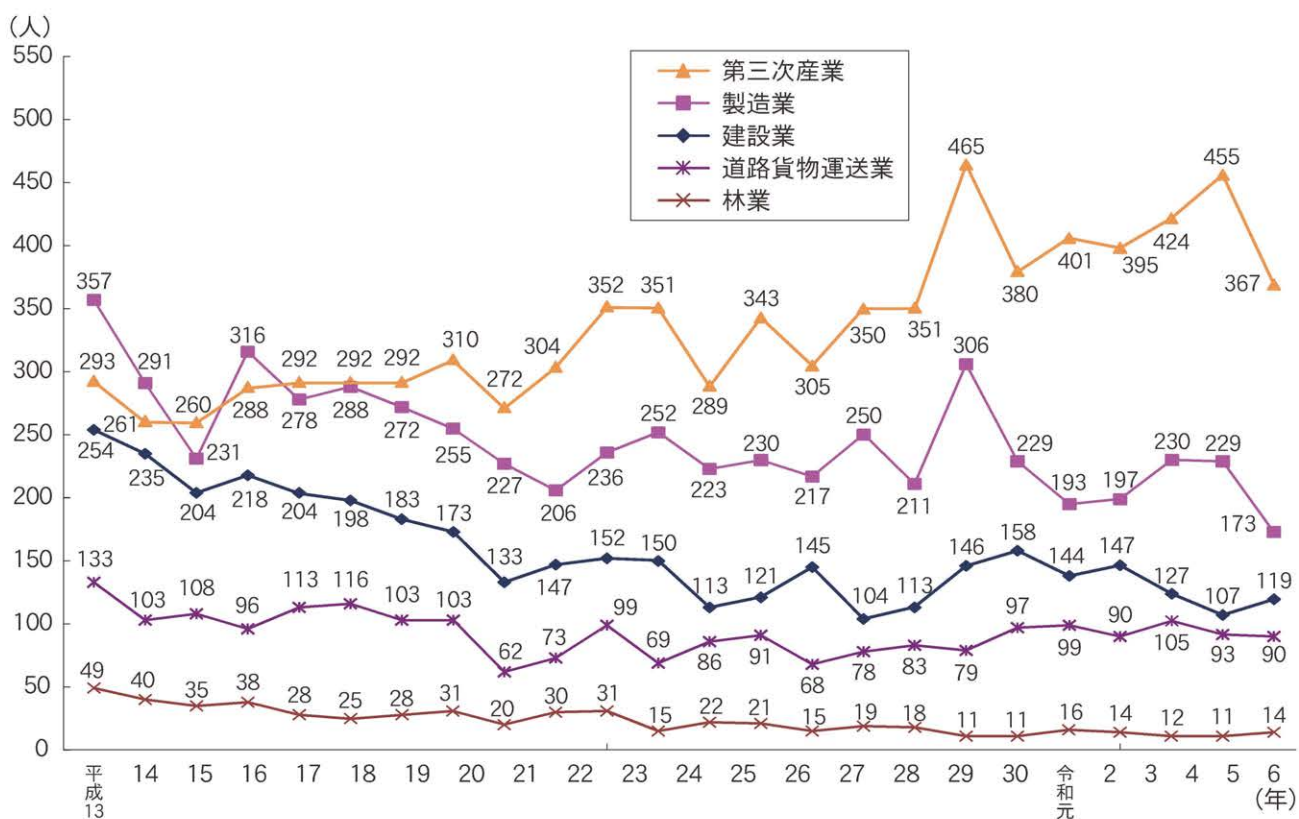


(5) 死傷者数・死亡者数の推移

① 全産業における休業 4 日以上の死傷者数・死亡者数の推移



② 主要な業種別の休業 4 日以上の死傷者数の推移 (コロナ感染除く)



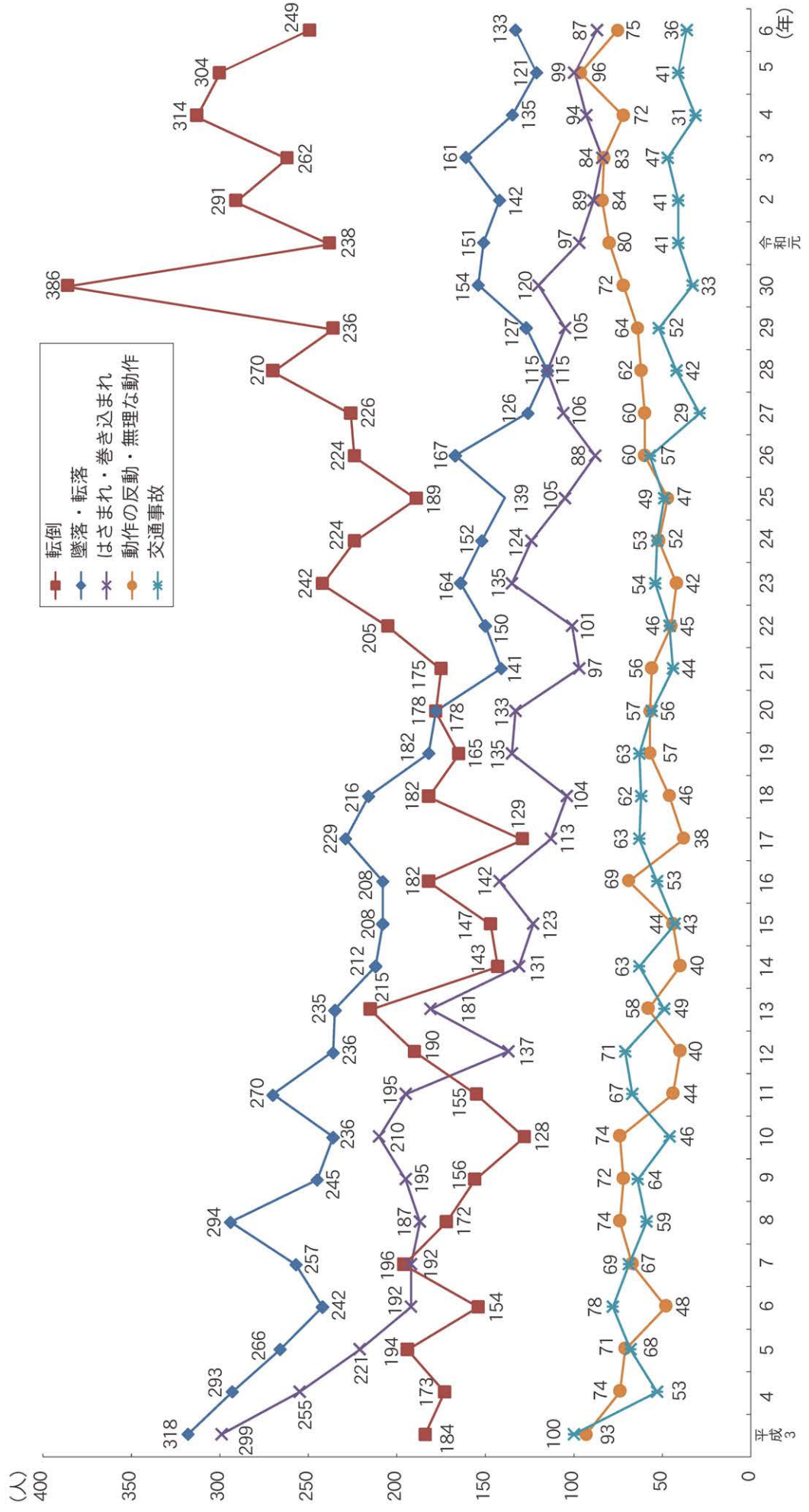
(6) 主な事故の型別の死傷者数の推移

○平成 19 年までは、最も多い災害は墜落・転落であり、平成 20 年に転倒と同数となり、以降転倒災害が最も多い災害となっている。

転倒災害が増加しているのは、高齢労働者が増加していることが要因の一つとして考えられる。

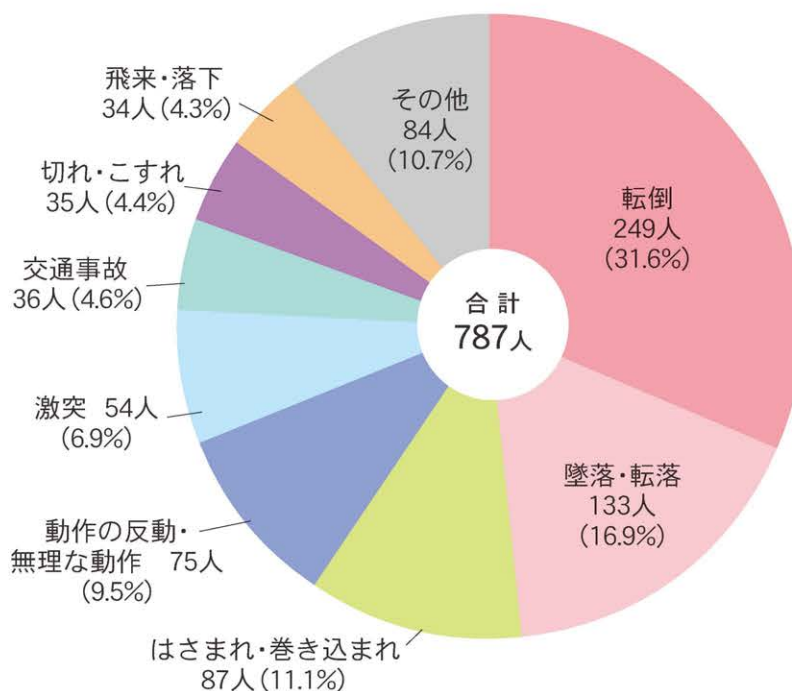
○平成 30 年の転倒災害が多発しているのは豪雪であったため、雪、凍結による転倒が多発したと考えられる。

○動作の反動・無理な動作は近年増加傾向にある。転倒災害と同様に高齢労働者の増加が要因として考えられる。

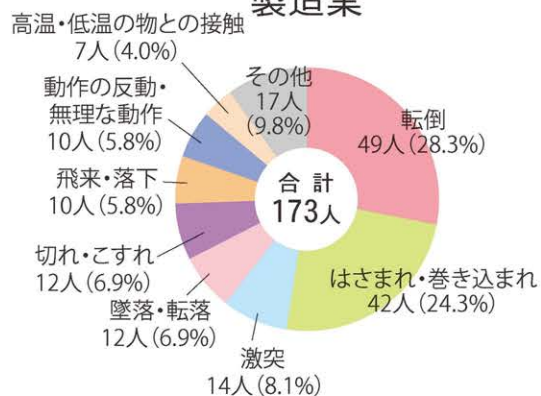


(7) 令和6年 事故の型別労働災害発生割合

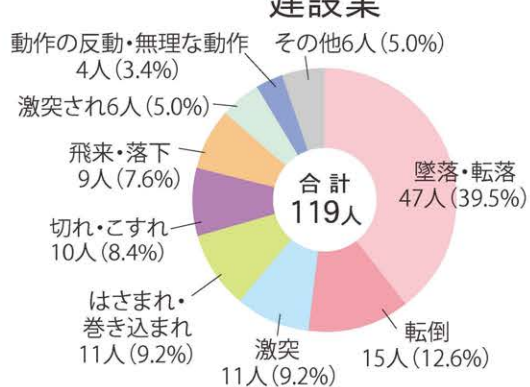
全産業



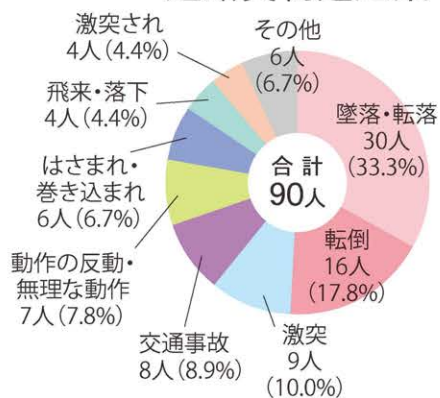
製造業



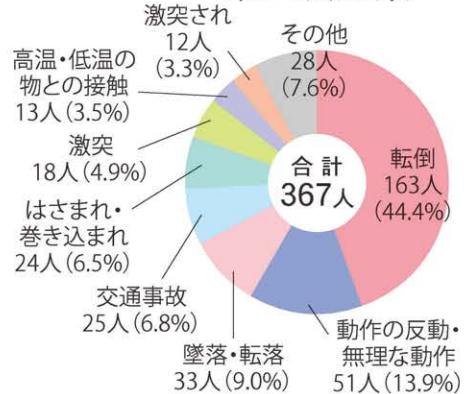
建設業



道路貨物運送業

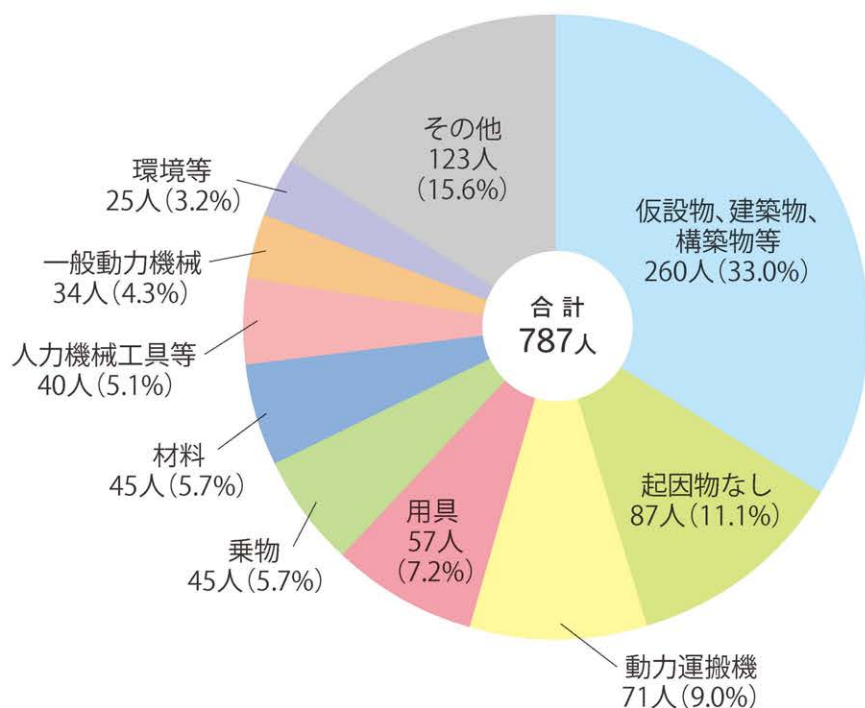


第三次産業

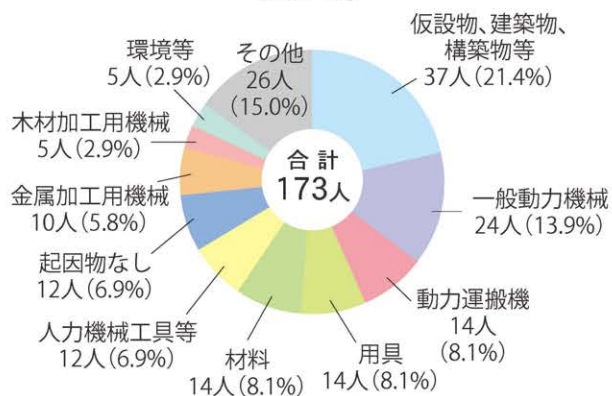


(8) 令和6年 起因物別労働災害発生割合

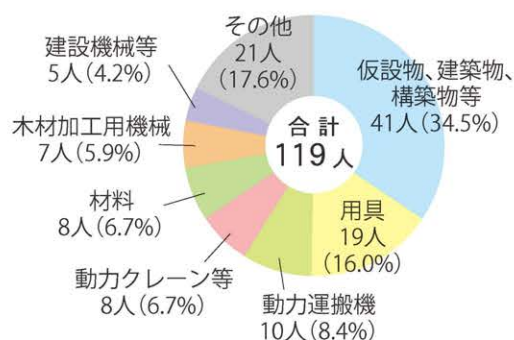
全産業



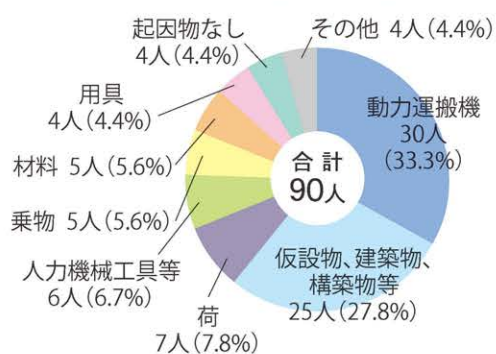
製造業



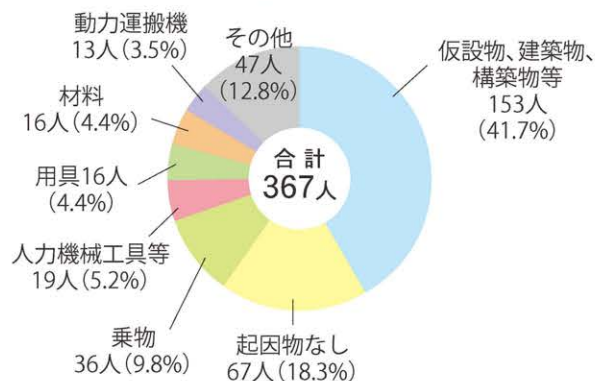
建設業



道路貨物運送業

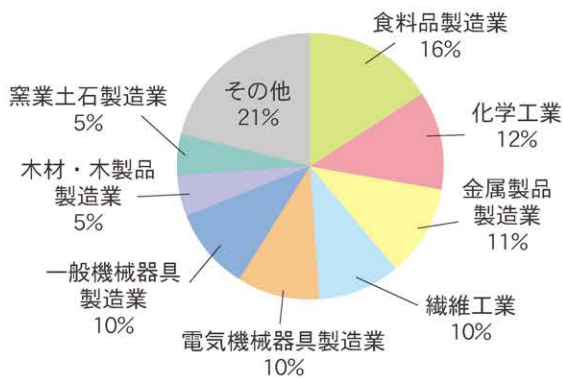


第三次産業

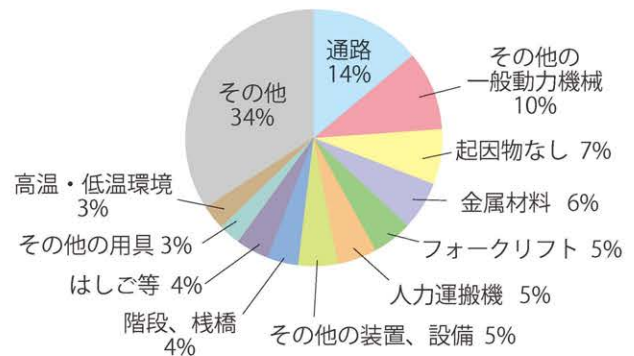


(9) 令和6年 製造業における労働災害発生状況

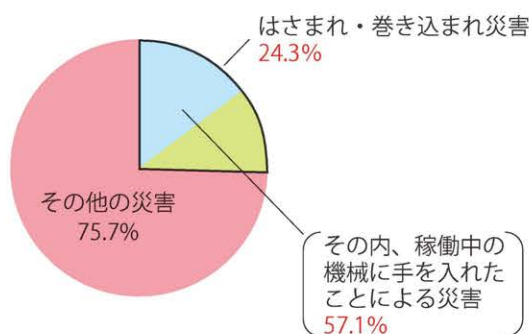
製造業の業種別災害発生割合



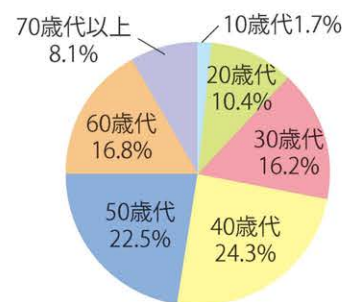
起因物別(小分類)災害発生割合



稼働中の機械による
はさまれ・巻き込まれ災害発生割合

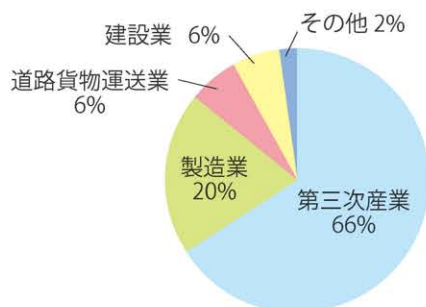


年齢別災害発生割合

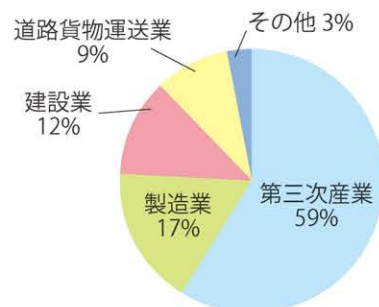


※事故の型別災害発生割合については、P11に掲載。起因物別の災害発生割合は、P12の中分類のものを小分類に表記したもの。

〈参考〉業種別転倒災害発生割合



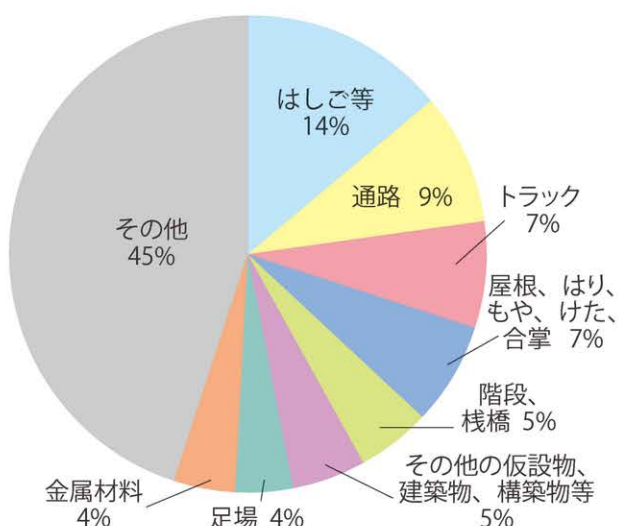
業種別高年齢労働者災害発生割合



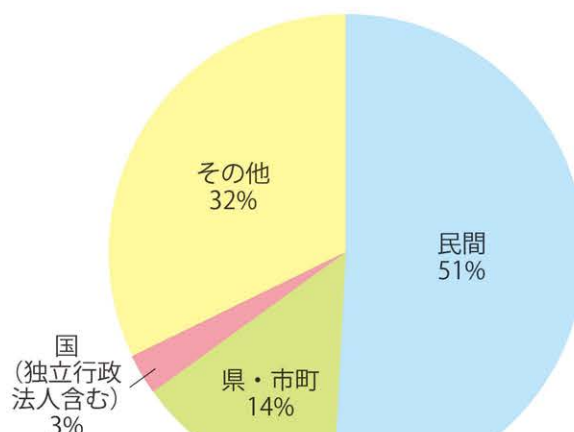
製造業の中で特に災害が多いのは、食料品製造業、化学工業、金属製品製造業です。
起因物別では、通路、その他の一般動力機械、起因物なしによる災害が多く発生しています。
事故の型別では、はさまれ・巻き込まれ災害が転倒に次いで多く発生しており、その半数以上が稼働中の機械に手などを入れたことによる災害です。

(10) 令和6年 建設業における労働災害発生状況

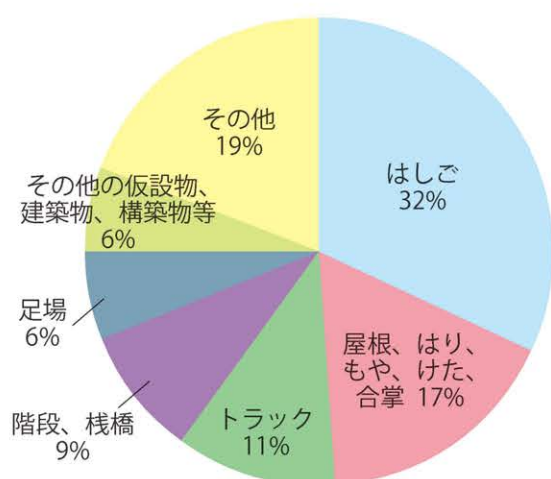
起因物別（小分類）災害発生割合



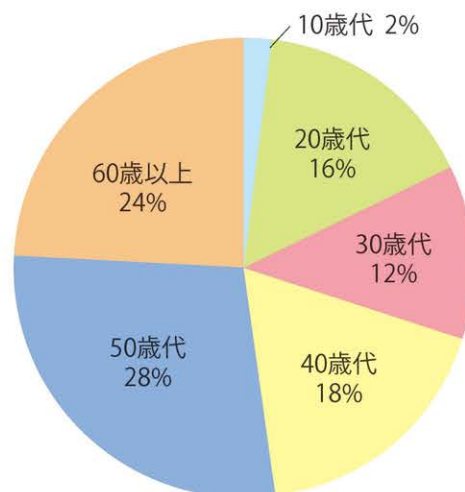
発注者別災害発生割合



墜落災害の起因物別（小分類）発生割合



年齢別災害発生割合



※事故の型別災害発生割合については、P11に掲載。起因物別の災害発生割合は、P12の中分類のものを小分類に表したものの。

建設業の災害は、起因物別では、はしご等、通路、トラック、屋根・はり・もや・けた・合掌による災害が多く発生しています。

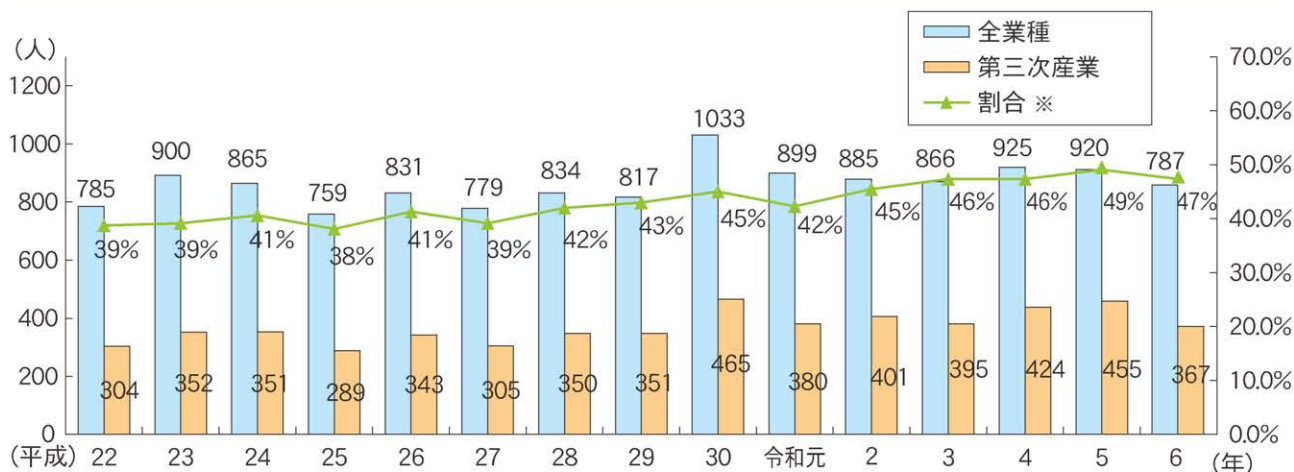
事故の型別では、墜落・転落災害が最も多く発生しており、はしご、はり・もや・けた・合掌、トラック等が起因物となっています。

また、発注者別では民間工事、その他で約8割以上を占めており、その他には土場整理作業が含まれ、土場での災害が多く発生しています。

(11) 第三次産業における労働災害発生状況

① 第三次産業における死傷者数の推移はどうなっていますか。

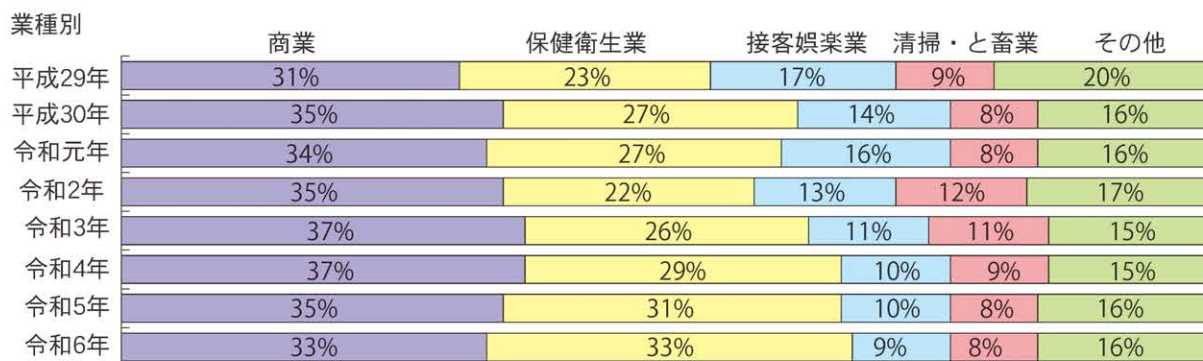
休業4日以上の死傷者数は787人(前年比133人減)、うち第三次産業は367人(前年比88人減)です。



この表における「第三次産業」とは、労働基準法の別表1による業種区分から、製造業（電気・ガス・水道業、物の加工・修理業を含む）、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業を除いたすべての業種を指す。 ※全産業に占める第三次産業の割合

② 第三次産業で死傷災害が多い業種は何ですか。

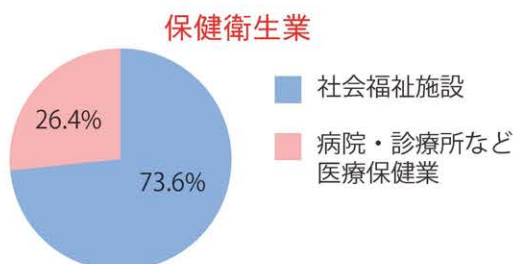
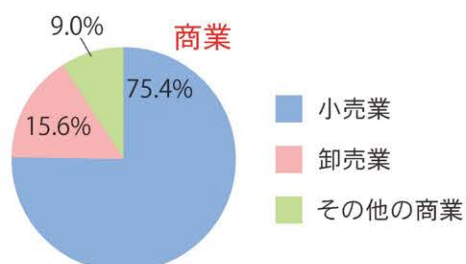
「商業」、「保健衛生業」、「接客娯楽業」、「清掃・と畜業」で8割以上を占めています。



③ 割合が多い商業や保健衛生業では、どんな業種で死傷災害が多いのですか。

「商業」の中では、小売業が約4分の3を占めています。

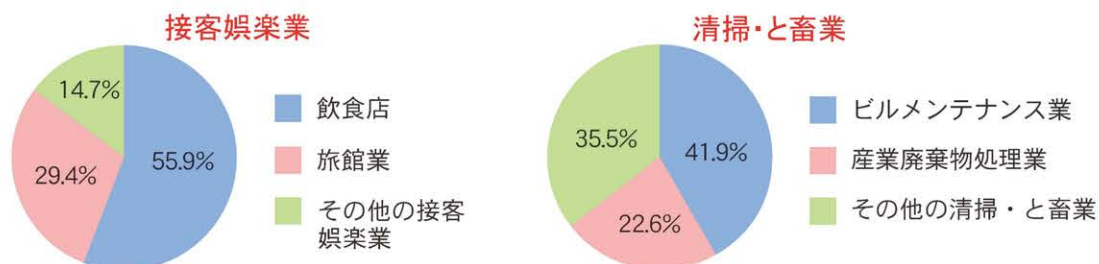
「保健衛生業」では、社会福祉施設が約4分の3を占めています。



④ 「接客娯楽業」や「清掃・と畜業」とは、どんな業種ですか。

「接客娯楽業」とは、旅館、飲食店、接客業又は娯楽の事業のことですが、旅館業と飲食店で8割以上を占めています。その他の接客娯楽業には、ゴルフ場やパチンコ店など遊技場が含まれます。

「清掃・と畜業」とは、焼却、清掃又はと畜場の事業のことですが、ビルメンテナンス業と産業廃棄物処理業で6割以上を占めています。その他の清掃・と畜業とは、ごみ収集運搬業や死亡獣畜取扱業が含まれます。

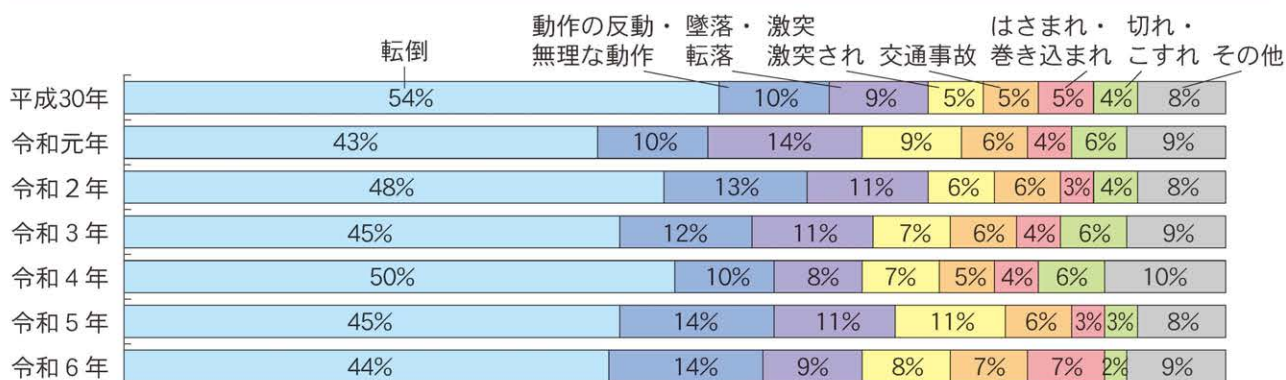


⑤ 第三次産業では、どんな死傷災害が多いのですか。

「転倒」が約半数を占めています。

「動作の反動・無理な動作」は、荷等を持ち上げ腰痛となったものや足に負荷がかかり肉離れになったもの等が含まれます。

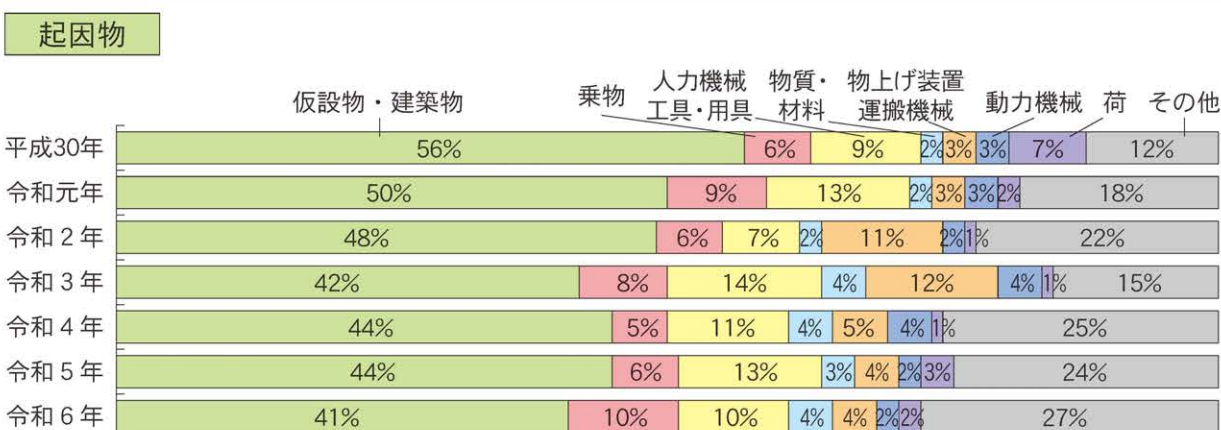
脚立や椅子などからバランスを崩して落ちるといった「墜落・転落」による死傷災害も発生しています。



⑥ 第三次産業では、何が死傷災害の原因となっていますか。

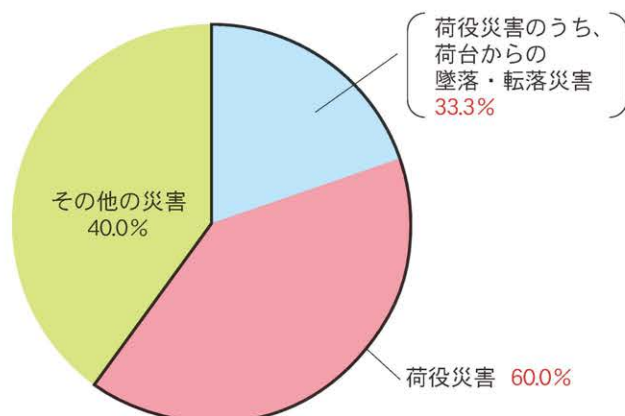
「仮設物・建築物」が起因物となる死傷災害が、約半分を占めています。

「仮設物・建築物」には、通路、階段、足場、溝などが含まれます。



(12) 令和6年 道路貨物運送業における労働災害発生状況

道路貨物運送業の荷役作業災害発生割合



道路貨物運送業では、荷役作業におけるトラック荷台からの墜落・転落災害が例年多く発生しています。令和6年は、荷役災害が全体の60.0%を占め、その内墜落・転落災害が33.3%を占めています。

(13) 冬季特有の労働災害発生状況（全業種）

	R1.12-R2.2	R2.12-R3.2	R3.12-R4.2	R4.12-R5.2	R5.12-R6.2
冬季特有災害	11	49	52	70	23
うち転倒災害	6	36	39	57	17
12-2月の福井市の平均気温（日最低）	3.1℃	1.5℃	0.7℃	1.4℃	2.5℃

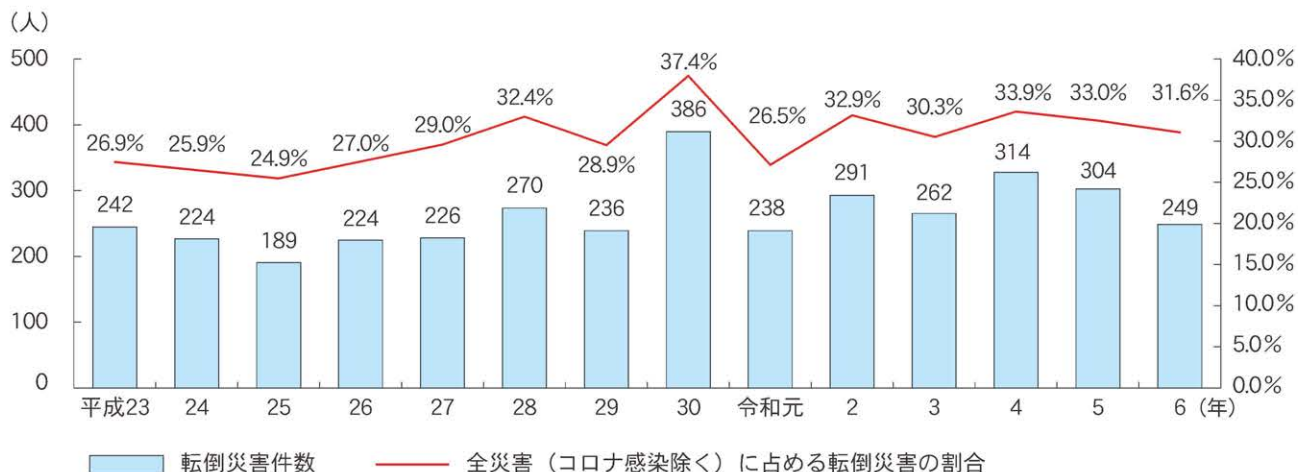
※冬季特有災害とは、冬季における積雪、凍結等に起因して発生する労働災害のことです。

(14) 交通労働災害の発生状況（全業種）

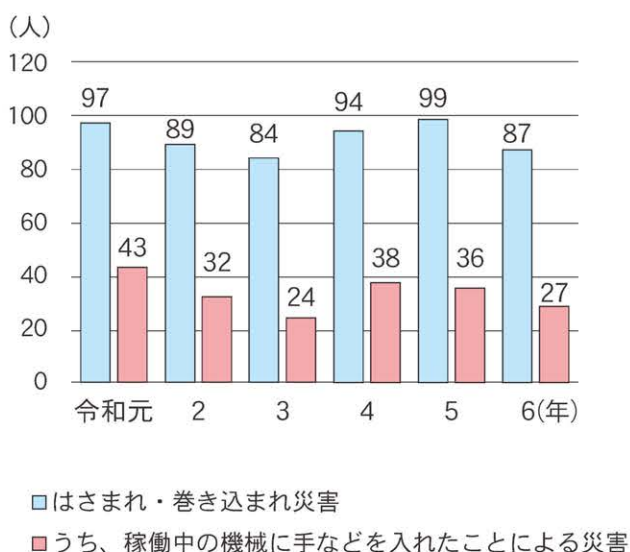
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
交通労働災害による死亡災害発生件数	2	4	1	3	1

死傷災害	令和5年	令和6年	増減
全産業	41	36	-5
道路貨物運送業	6	8	2
道路旅客運送業	0	0	0
建設業	6	1	-5
通信業	7	6	-1
金融業	3	5	2
小売業	7	3	-4

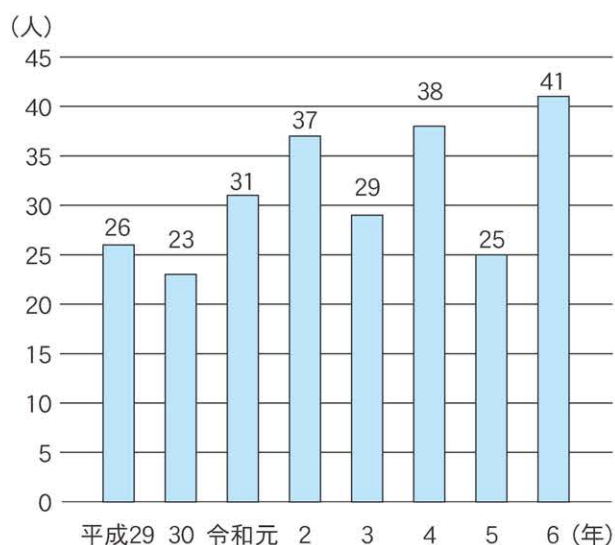
(15) 転倒災害発生状況（全業種）



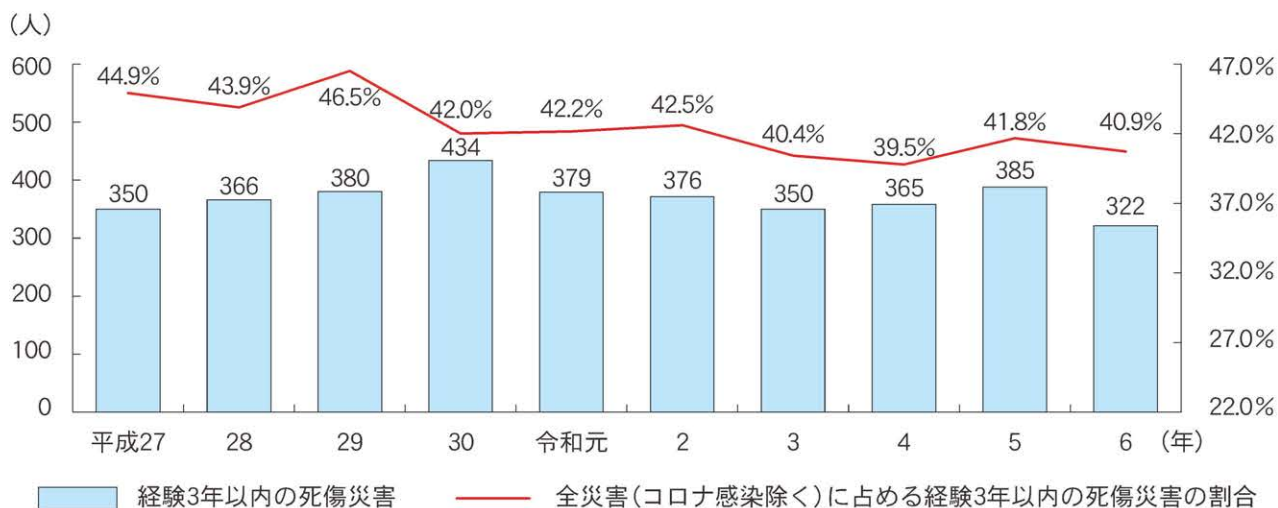
(16) はさまれ・巻き込まれ災害発生状況（全業種）



(17) 外国人労働者の労働災害発生状況（全業種）



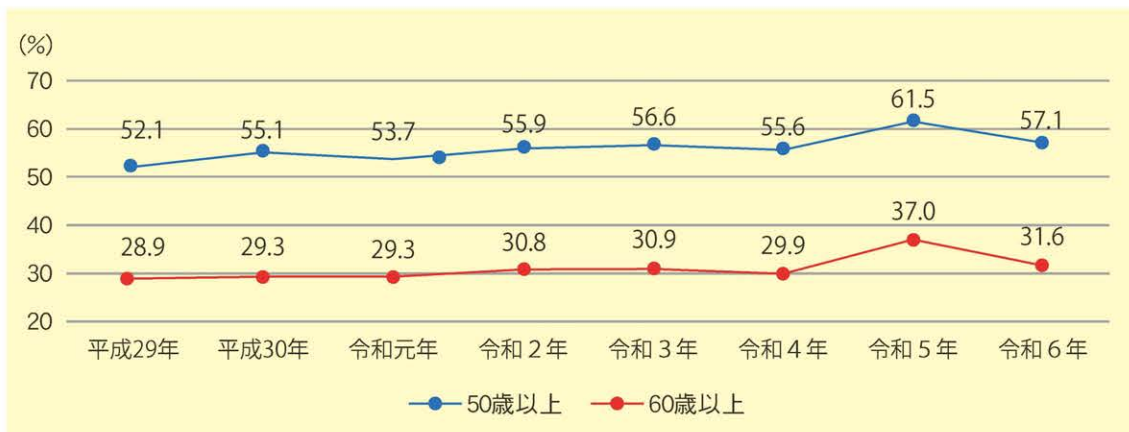
(18) 経験3年以内の労働災害発生状況（全業種）



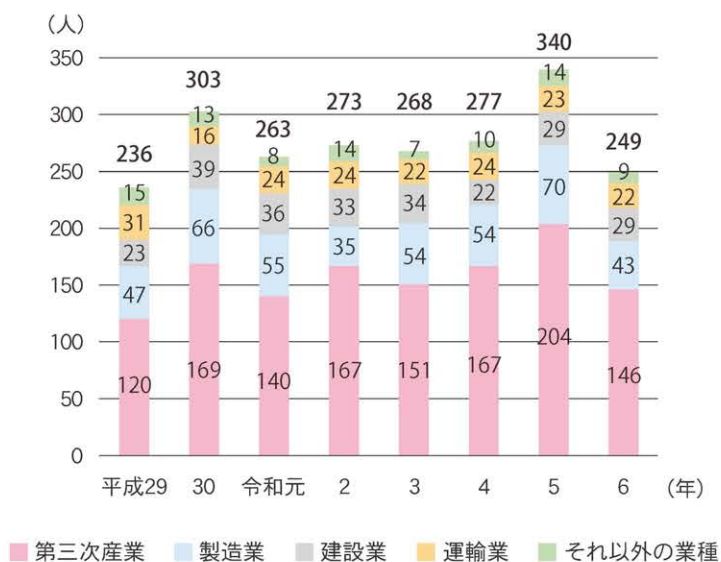
(19) 高齢労働者の労働災害発生状況（全業種）

※厚生労働省が策定した、エイジフレンドリーガイドラインでは60歳以上を高年齢労働者としています。

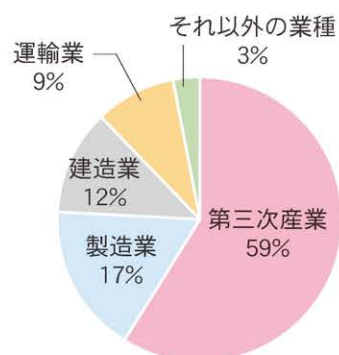
① 高齢労働者の災害発生状況



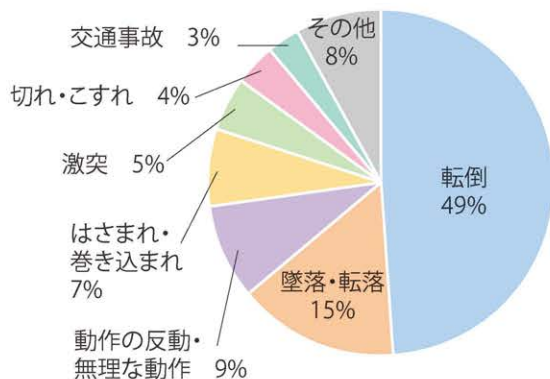
② 高齢労働者の業種別労働災害発生状況



令和6年災害発生割合



③ 令和6年 高齢労働者事故の型別災害発生割合



高齢労働者の災害は約3割であり、50歳代も加えると全体の6割弱を占めています。
業種別では、第三次産業が最も多く高齢労働者災害の約6割を占めています。
事故の型別では、「転倒」が約半数を占めています。

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を

防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- ☐ (なし)
 - 何もないところでもつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)
 - 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
- ☐
 - 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)
 - バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
- ☐
 - 通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)
 - 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
- ☐
 - 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒 (8%)
 - 適切な通路の設定
 - 敷地内駐車場車の車止めの「見える化」
- ☐
 - 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)
 - 設備、什器等の角の「見える化」
- ☐
 - 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)
 - ※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
 - 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

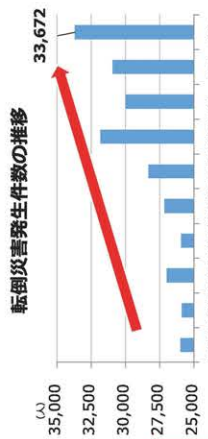
- ☐
 - 凍結した通路等で滑って転倒 (25%)
 - 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
 - ☐
 - 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)
 - 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
 - ☐
 - 水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)
 - （清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底）
 - 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
 - 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)
 - 隣接エリアまで濡れないよう処置
 - ☐
 - 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)
 - 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
- (★) については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率 1/2、上限100万円）を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイザーが受けられます

転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）

転倒による怪我の態様

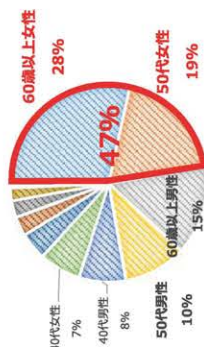
・骨折（約70%）

- ・打撲
- ・眼球破裂
- ・外傷性気胸 など



転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

47日

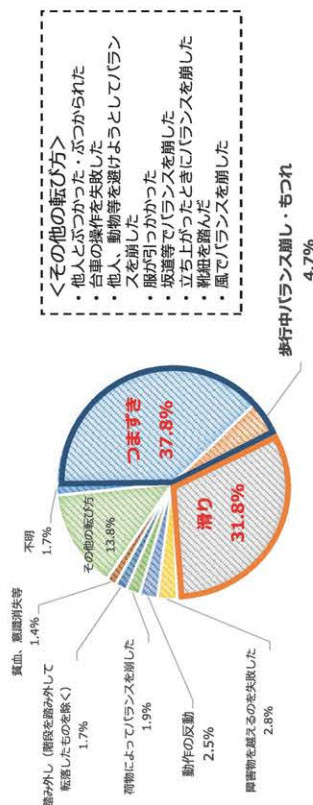


転倒したのは...



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

転倒時の類型



＜その他の転び方＞

- ・他人とぶつかった・ぶつかられた
- ・台車の操作を失敗した
- ・他人、動物等を選びようとしてバランスを崩した
- ・腰が引っかけた
- ・坂道等でバランスを崩した
- ・立ち上がったときにバランスを崩した
- ・靴紐を踏んだ
- ・風でバランスを崩した

主な原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
→ 「転びの予防 体カチェック」「ロコチェック」をご覧ください
- 特に女性性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
→ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
→ 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



3

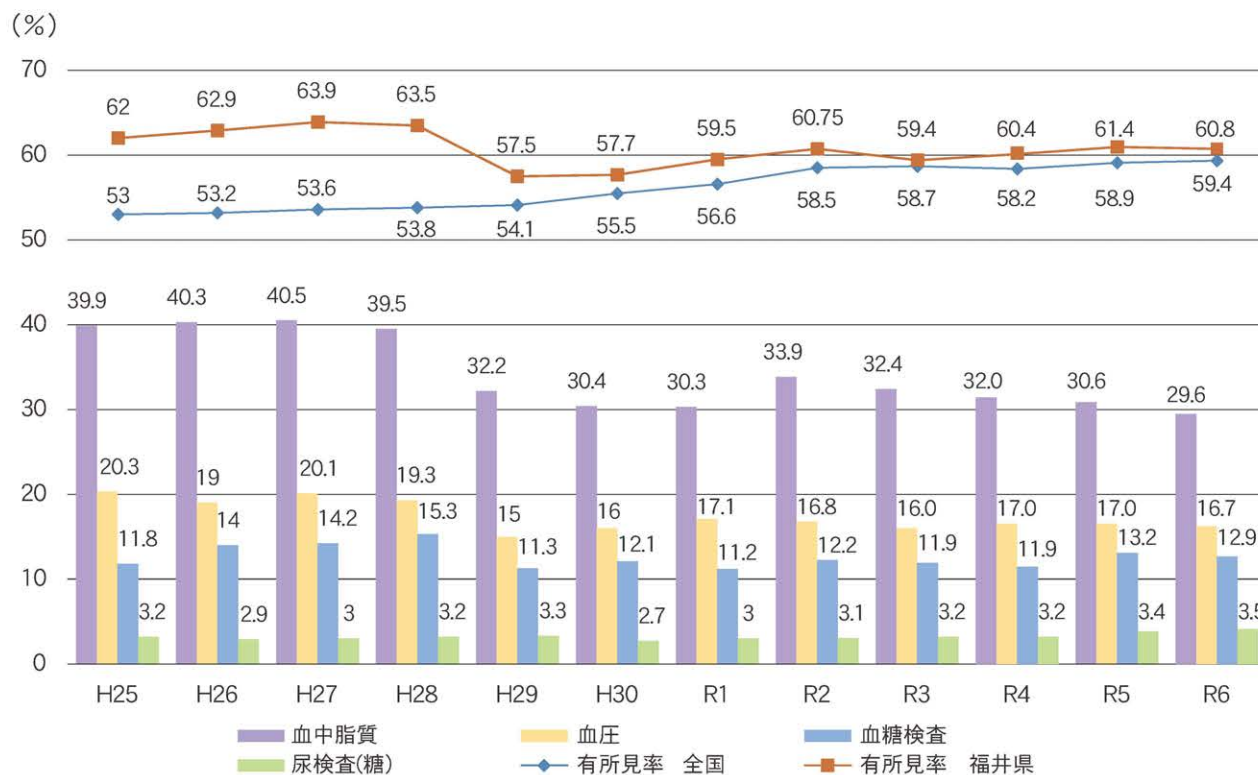
健康確保対策の課題

(1) 令和6年 業務上疾病発生状況（確定値）

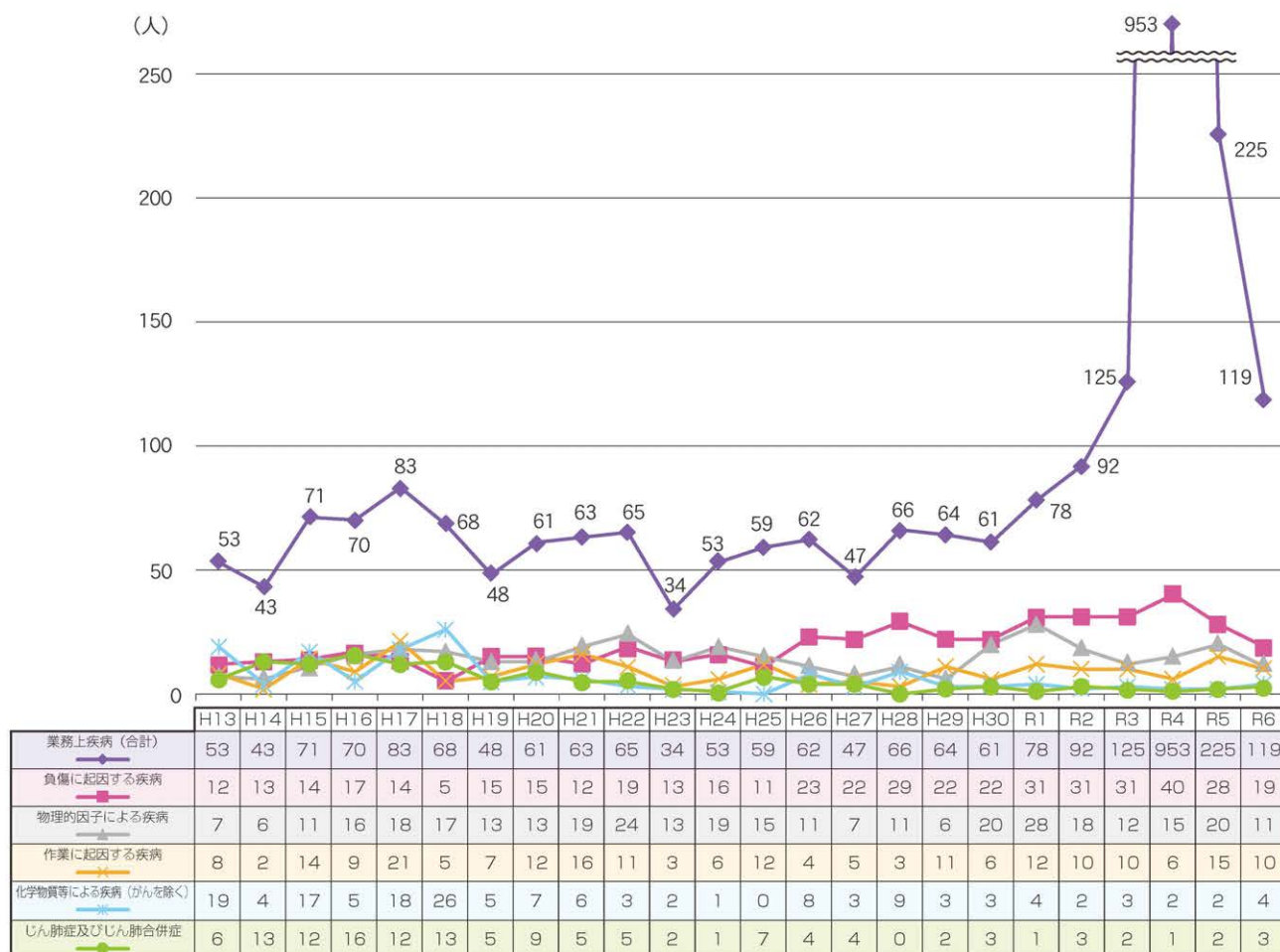
	製造業										製造業以外の業種											合 計	
	食料品製造業	繊維工業： 繊維製品製造業	精密機械品製造業	木材・木製品： 家具・装飾品製造業	紙・パルプ・紙： 加工品：印刷製本業	化学工業	窯業・土石製品製造業	鉄鋼： 非鉄金属製造業	金属製品製造業	輸送用機械器具等製造業	一般・電気： 輸送用機械器具等製造業	電気・ガス・水道業	その他の製造業	小 計	鉱業	建設業	運輸取扱業： 輸送交通業	農林・水産業	商業・金融広告業	保健衛生業	接客娯楽業		左以外の事業
負傷に起因する疾病	1 (1)									3 (3)				4 (4)		1 (0)	3 (3)		3 (3)	8 (7)			19 (17)
														0								0	
														0								0	
														0								0	
		1			1				1				1	5		2		1	1			2	11
物理的因子による疾病														0								0	
														0								0	
														0								0	
														0								0	
														0								0	
作業に起因する疾病														0				1				1	0
														0								0	
														0								7	
													1	1		7 (7)						1	
														1								1	
酸素欠乏症	1													1								1	0
														0								0	
														0								4	
						3								0		1						3	
														0		3 (3)				72		72	
じん肺症及びじん肺合併症														0								0	
														0								0	
														0								0	
														0								0	
														0								0	
病原体による疾病														0								0	
														0								0	
														0								0	
														0								0	
														0								0	
がん														0								0	
														0								0	
														0								0	
														0								0	
														0								0	
その他の業務によることの明らかな疾病														0								0	
														0								0	
合 計	2 (1)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	14 (4)	0 (0)	14 (0)	3 (3)	1 (0)	5 (3)	80 (7)	0 (0)	2 (0)	119 (17)

1. 労働者死傷病報告より集計
2. 負傷に起因する傷病の欄のうち、() は腰痛で内数
3. 振動障害及びじん肺症等は労災保険の当該年の認定件数で、そのうち < > は退職後に認定した件数
4. 化学物質による疾病（がんを除く）のうち、右欄については労災保険の当該年の認定件数を計上
5. その他の業種によることの明らかな疾病のうち、精神障害、脳・心臓疾患については労災保険の当該年の認定件数を計上
6. ○印内は、死亡件数で内数

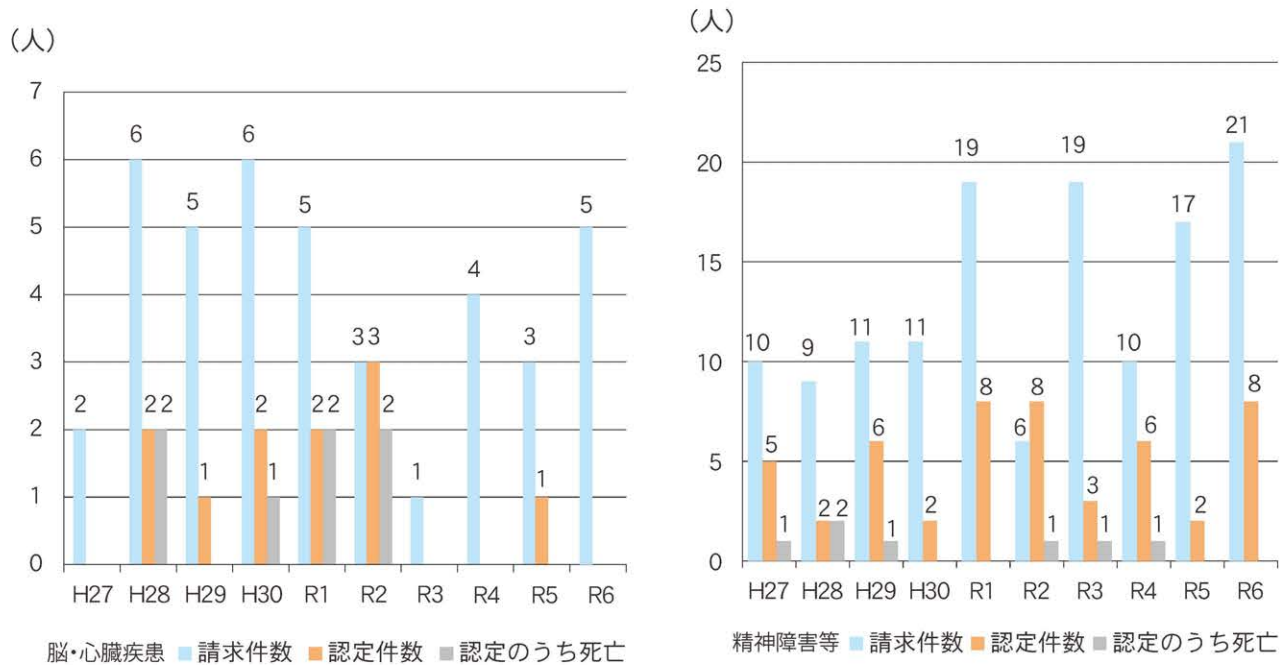
(2) 過去 10 年間の一般健康診断の有所見率の推移 (福井県)



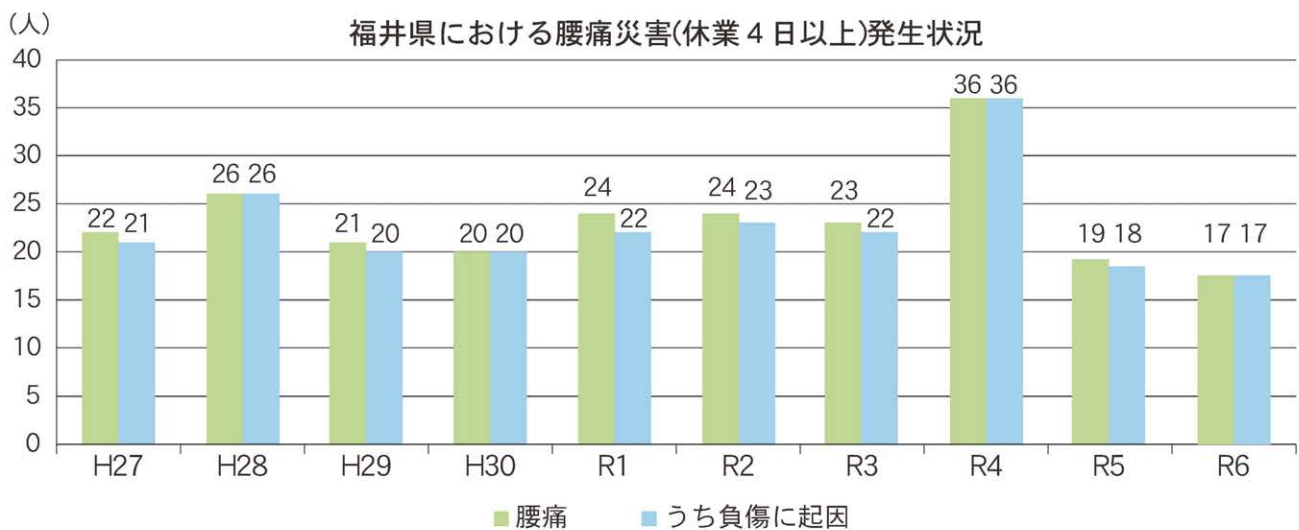
(3) 業務上疾病発生状況の推移 (福井県)



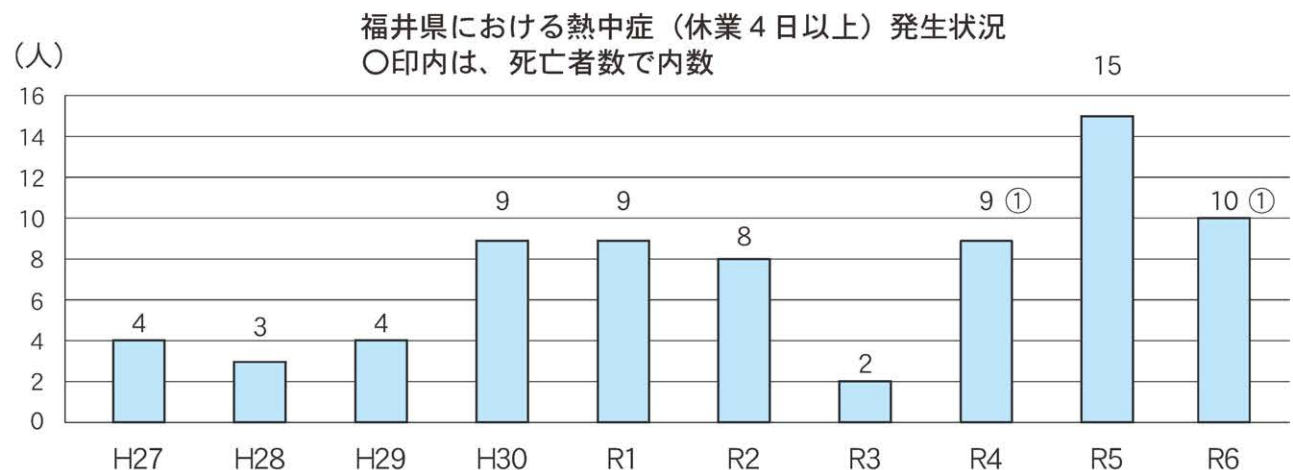
(4) 過去 10 年間の脳・心臓疾患及び精神障害等の労災補償状況（福井県）



(5) 過去 10 年間の職場における腰痛の発生件数の推移（福井県）



(6) 過去 10 年間の職場における熱中症の発生件数（福井県）



〈資料〉

「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

- 1** 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- 2** 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

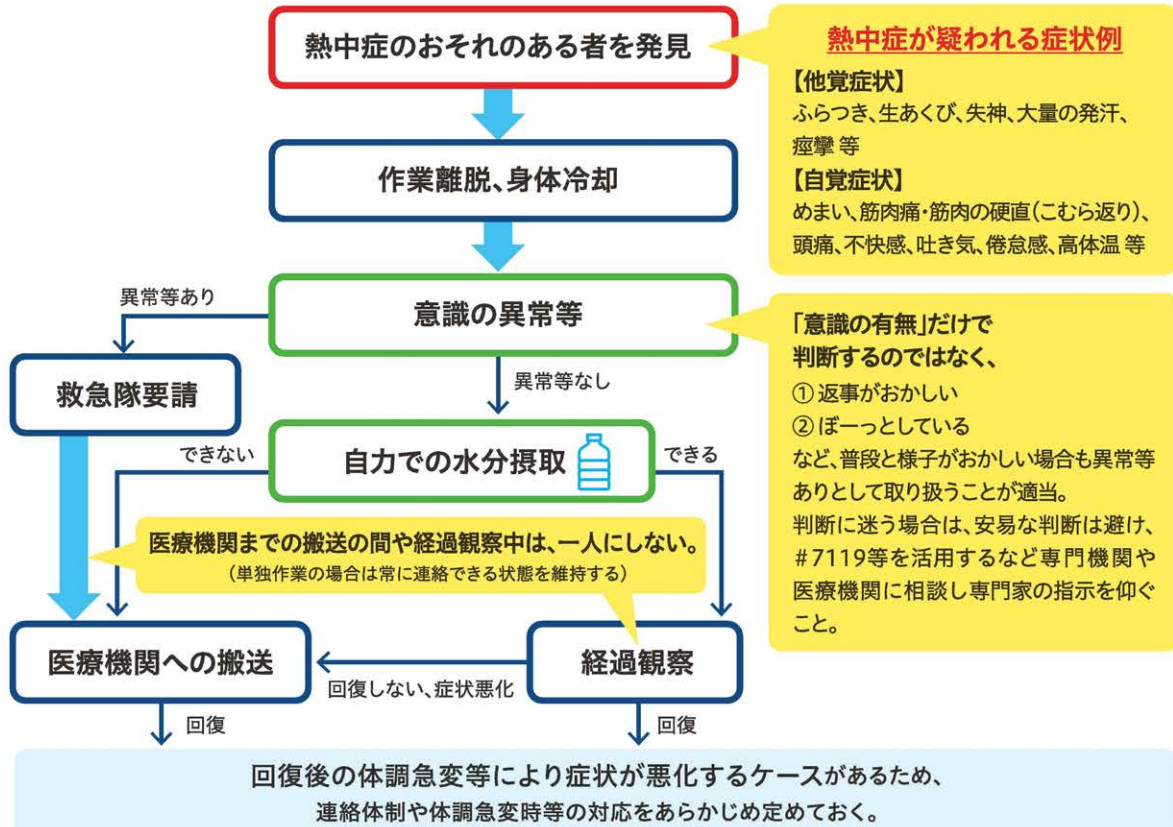
**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

職場における熱中症対策の強化について

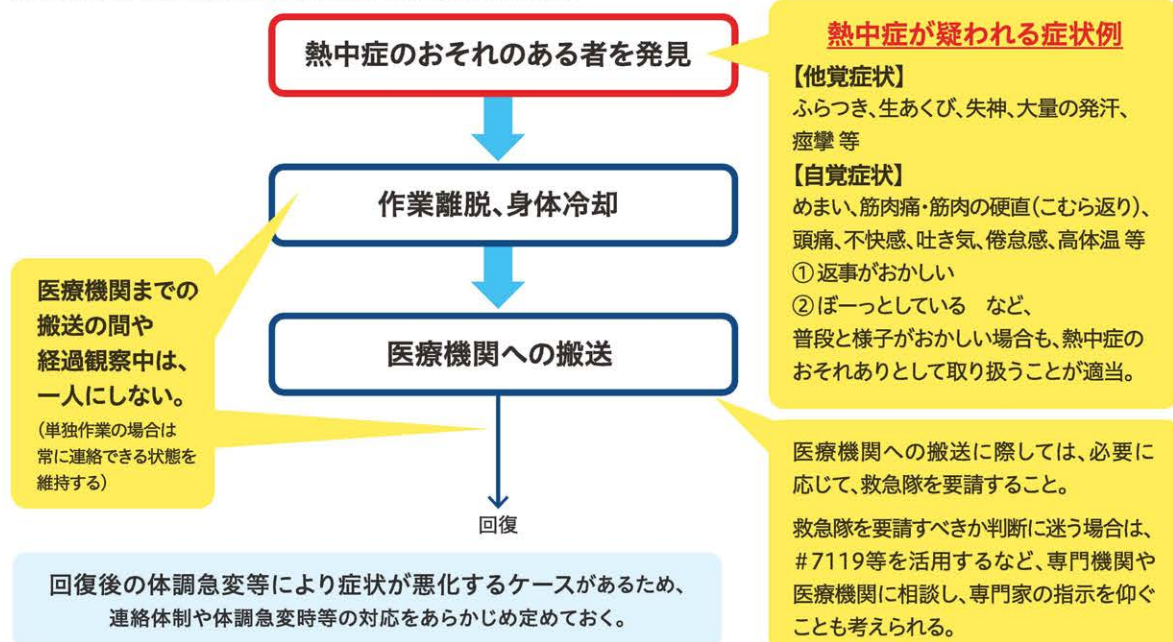
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



各サイトのご紹介

■ 福井労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/home.html>



■ 厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



■ 職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>



■ SAFEコンソーシアムポータルサイト

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



■ 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



■ 治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>



福井労働局 労働基準部 健康安全課

福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎9階

TEL:0776-22-2657

福井労働基準監督署

福井市開発1丁目121-5

TEL:0776-54-7722

武生労働基準監督署

越前市中央1丁目6-4

TEL:0778-23-1440

敦賀労働基準監督署

敦賀市鉄輪町1丁目7-3 敦賀駅前合同庁舎2階

TEL:0770-22-0745

大野労働基準監督署

大野市弥生町1-31

TEL:0779-66-3838